

令和2年度甲種防火管理新規講習実施要領

主 催 斜里地区消防組合消防本部

共 催 斜里地区防火管理者連絡協議会

消防法施行令第3条第1項第1号の規定により、甲種防火管理新規講習を次により実施します。

1 甲種防火管理新規講習日程及び受付期間

講習種別	講習日	講習時間	申請受付期間	定員
甲種防火管理 新規講習 (2日間)	令和2年11月5日(木)	受付時間 9時30分 ～9時50分 講習時間 9時50分 ～17時00分	令和2年 10月1日(木)から 10月14日(水)まで	40名
	令和2年11月6日(金)	受付時間 9時30分 ～10時00分 講習時間 10時00分 ～15時30分		

2 講習会場

斜里郡斜里町本町4番地 (TEL 0152-22-2222)

斜里町公民館ゆめホール知床 公民館ホール

3 受講申請方法

次の書類を斜里地区消防組合消防本部予防課まで直接提出または郵送してください。

受講申請書は消防署に備え付けてあります。また、斜里地区消防組合ホームページからダウンロードできます。(ホームページアドレス <http://www.sharifd.jp/info/honbu/info07-2.html>)

※ 受講票は申請者の現住所宛へ郵送します。

4 受講費用

資格取得にかかる費用(テキスト代)として、4,000円が必要となります。当日受付で納入して下さい。

5 受講資格

- (1) 消防法第8条に定める防火対象物（学校、病院、工場、遊技場、飲食店、物品販売店舗等で一定規模以上の建物）の防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある方。（当該防火対象物は、1人以上の資格者を設置しなければならない）
- (2) 前記以外の資格取得希望者。

6 資格区分

甲種防火管理者

防火管理者を選任すべき防火対象物のうち、特定用途に供される防火対象物（集会場、遊技場、旅館、病院等）にあつては、その延面積が300㎡以上、その他の防火対象物にあつては500㎡以上のもの。

7 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため受講者へのお願い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、次の方は受講をお断りしています。

- (1) 受講当日、発熱(平熱より高い体温、あるいは体温が37.0℃以上を目安とする。)、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状がある方。
- (2) 過去2週間以内に発熱(平熱より高い体温、あるいは体温が37.0℃以上を目安とする。)のあった方。
- (3) 2週間以内に、新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内（自主待機も含む）の方。

8 その他

- (1) 講習当日は受講票と身分を証明できるもの（運転免許証等）を持参し、受付に提示して下さい。
- (2) 講習終了後に修了証を交付しますので、最終日に必ず印鑑を持参して下さい。
- (3) 遅刻、早退、退室、携帯電話使用、受講途中での受講者の変更、講義中の喫煙等は認めておりません。
- (4) 筆記用具を持参して下さい。
- (5) 昼食は各自で用意願います。(昼休み1時間)
- (6) 受講中は各自マスクを着用してください。マスクは参加者ご自身で用意してください。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の状況により開催を中止する場合があります。
- (8) 講習について不明な点がございましたら、斜里地区消防組合消防本部予防課までお問い合わせください。

【受講申請書の提出・問い合わせ先】

〒099-4113

斜里郡斜里町本町14番地3

斜里地区消防組合消防本部予防課

TEL 0152-23-3647